

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

### （設置）

第七十条の二の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

### （所掌事務）

第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

### （組織）

第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

### （委員）

第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。

### （議長）

第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （事務）

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。

### （主任の大臣）

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

### （資料の提出その他の協力）

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和3年政令第138号）

(組織)

第一条 新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員等の任命)

第二条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第四条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第五条 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(会議の運営)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。